

徳島県規則第四十三号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年八月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「給与条例」を「職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号。以下「給与条例」という。）」に改める。

第十一条第一号中「法」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」に改め、同条第五号中「平成四年徳島県条例第六号」の下に「。以下「育児休業条例」という。」を加える。

第十二条第一項第二号中「勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号）」に改める。

第十三条第二項第三号を次のように改める。

三 育児休業法第二条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている会計年度任用職員として在職した期間については、その二分の一の期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下であるもの

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下であるもの

第二十一条第二号中「勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」に改める。

第二十五条の表中「交代制勤務者等」を「交替制勤務者等」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第五条、第十一条第一号、第十二条第一項第二号、第二十一条第二号及び第二十五条の表の改正規定は、公布の日から施行する。